

# 令和4年度デジタル庁調達改善計画

令和4年3月25日

デジタル庁

本計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

## **第1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標**

### ア 調達の現状分析

デジタル庁における令和3年9月から令和4年1月末までの契約（53件）に占める競争性のない随意契約の割合は、20.7%（11件）となっている。

なお、デジタル庁は、令和3年9月1日の設置であり令和2年度においては、1箇年度分の調達を行っていないことから、令和5年度における調達改善計画から過去1箇年度分の現状分析を行うこととする。

表 ※1、2

令和3年度デジタル庁における契約状況（令和4年1月末日まで契約分）

（単位：件、億円）

	契約方式	1者		2者以上		合計		
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
情報システム	競争契約	5	33.3	3	0.6	8	34.0	
	割合	63%	98%	38%	2%	100%	100%	
	公募による随意契約	-	-	1	0.0	1	0.0	
	割合	-	-	100%	100%	100%	100%	
	不落・不調による随意契約	1	4.1	-	-	1	4.1	
	割合	100%	100%	-	-	100%	100%	
物品 役務等	競争契約	7	3.6	11	9.7	18	13.3	
	割合	39%	27%	61%	73%	100%	100%	
	競争性のない随意契約	-	-	-	-	3	1.2	
	割合	-	-	-	-	-	-	
	その他	競争契約	6	7.9	6	1.6	12	9.5
		割合	50%	84%	50%	16%	100%	100%
企画競争による随意契約		-	-	1	1.2	1	1.2	
割合		-	-	100%	100%	100%	100%	
公募による随意契約		-	-	1	0.0	1	0.0	
割合		-	-	100%	100%	100%	100%	
計	競争性のある契約 ※3	19	48.9	23	13.1	53	65.0	
	競争性のない随意契約	-	-	-	-	11	3.0	

※1 少額随意契約は含まない。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 「競争性のある契約」は、「競争契約」、「企画競争による随意契約」「公募による随意契約」及び「不落・不調による随意契約」をいう。

## イ 重点的な取組

別紙1のとおり

## ウ 共通的な取組

別紙1のとおり

## エ その他の取組

別紙2のとおり

## **第2 自己評価の実施方法**

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

## **第3 調達改善の推進体制**

調達改善の推進に当たっては、「デジタル庁調達改善推進チーム」（以下、「推進チーム」という。）を設置して取り組むこととする。なお、必要に応じて関係グループ※4の参加を求める。

推進チームの体制は次のとおり。

統括責任者	統括官（戦略・組織グループ）
副統括責任者	参事官（会計担当）
メンバー	参事官（調達支援・改革担当）
	参事官補佐（会計担当）
	関係グループ担当

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、デジタル庁入札等監視委員会の意見を活用する。

※4 デジタル庁の組織は、「戦略・組織グループ」、「デジタル社会共通機能グループ」、「国民向けサービスグループ」、「省庁業務サービスグループ」の4つのグループから構成されている。

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成 予定時期	
○		情報システム調達の改善	<p><b>【汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用】</b> 新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品（ハードウェア、ソフトウェア）ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・運用フェーズにおける競争性を確保する余地がないか検討を行う（個々のシステムの活用の目的・状況に応じ、セキュリティの確保、利便性や効率性の維持に問題はないかといった観点も踏まえ判断）。</p> <p><b>【公募、技術的対話による新規参入事業者の確保】</b> 随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与えるとともに、真にやむを得ない随意契約の妥当性を担保する。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法【情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子（令和元年5月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）】（令和3年度時点で試行運用中）の活用も検討する。</p> <p><b>【保守等契約への新規参入促進を図る環境改善】</b> 情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な期間の確保を行う。なお、案件によっては、新規参入事業者の引き継ぎ等の期間を十分なものとすよう既存契約と新規契約の切り替え時期を重複させるなどの調達の工夫も検討する。</p> <p><b>【特定事業者継続契約の回避方策の検討】</b> 特定事業者が契約を継続している調達案件については、以下のような事例を参考に回避の方策を検討し、その実現に努める。解消に至らなかった場合には、事後にその理由を分析し記録に残す。（記録後は有識者に意見を求める等解決のための分析に努める。） （検討事例）システム改修を一括ではなく分離発注する。運用業務から業務アプリケーション障害対応・修正等を分離するなどして定常的な運用業務を調達範囲とし既存事業者の優位性の低減を図る。</p> <p><b>【特定事業者継続契約への積極的な閲覧情報の提供】</b> 特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ベンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として準備する。</p> <p><b>【特定事業者継続契約への複数年度契約の適用】</b> 特定事業者が契約を継続している調達案件については、新規事業者が受注後に知識の習得、作業プロセス等の定義に大きなコストを要し、単年度受注では、採算割れも想定され競争性が確保できないことから、国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を図る。</p>	契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と特定事業者継続案件の改善	R5年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>契約監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。</p>		A	R4	<p>随意契約による契約要請があれば実施し、検討結果を記録として蓄積する。</p> <p>年2回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容を報告</p>	R5年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。		A	R4	電子調達システムを活用し、電子応札率・電子契約率を向上させることを目標とする。	R5年3月まで
	○	電力調達・ガス調達の改善	入居ビル管理会社において調達しているため該当なし。		-	-	-	-

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
・ ETCカードでの高速料金の支払いに際してクレジットカード決済を実施	新規
・ 会計事務にかかる手引き書の整備、共有を図り、職員の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	新規